

# 自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業実施要領

令和4年7月13日 畜第256号農政部長通知  
一部改正 令和5年4月 3日 畜第 11号農政部長通知  
一部改正 令和6年4月 1日 畜第228号農政部長通知

## 第1 趣 旨

令和3年1月以降、とうもろこしを主とする輸入飼料の価格上昇に伴い、輸入飼料原料が9割を占める配合飼料価格が高騰し、現在も価格の上昇が続いている。このような状況の中、国はセーフティネット基金（配合飼料価格安定制度）により、令和3年度第1四半期以降、基金補てんを発動し、影響を緩和しているものの生産者の負担が増加し続けており、畜産農家の経営に深刻な影響を及ぼしている。

一方で、県内の自給飼料生産面積は、平成29年を境に減少傾向にあり、輸入飼料価格の影響を受けない自給飼料生産基盤に立脚した経営体を育成する取組支援が急務となっている。

このため、「ぎふ農業・農村基本計画」（令和3～7年度）の基本方針の目指す将来像に基づき、自給飼料生産基盤の強化を促進することを目的とした事業を実施するものとし、その交付については、岐阜県畜産振興事業補助金交付要綱（昭和57年9月1日畜第664号農政部長通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 事業の内容

### 1 事業の内容

輸入飼料原料の価格高騰の影響を緩和することを目的に、自給飼料生産面積を拡大する畜産農家等を対象に必要な機械導入及び施設整備に要する経費の一部を補助する。

### 2 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和6年度の1か年とする。

### 3 事業実施主体

この事業の実施主体は、県内を区域とする農業協同組合連合会、（一社）岐阜県農畜産公社、農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業法人、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）、農業者等の組織する団体及びその他知事が認めるものとする。

### 4 事業採択基準

飼料用機械導入及び飼料用施設整備を実施することで、自給飼料生産面積の拡大が確実と見込まれるものを対象とする。

## 第3 事業実施の手続き

### 1 事業計画の策定

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）を作成するものとする。
- (2) ただし、その他知事が認めるものが事業実施主体となる場合は、事業実施予定地の属する市町村長が地域畜産振興計画（様式第2号）を作成するものとする。
- (3) 事業実施主体は、事業計画の取組、推進内容について、別表1によりポイント表を作成するものとする。
- (4) 地域畜産振興計画並びに事業計画の目標年度は、事業実施申請年度を含めて5年目とする。

## 2 事業実施の申請

- (1) 地域畜産振興計画を作成した市町村は、事業実施地域選定申請書（様式第3号）を所管の農林事務所長へ提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（様式第4号）に事業実施計画書等の必要書類を添付し、市町村長を経由し所管の農林事務所長へ提出するものとする。  
ただし、その他知事が認めるものが事業実施主体となる場合は、市町村長が作成した地域畜産振興計画が認定された後に提出するものとする。
- (3) 複数市町村に跨る広域的な取組みを行う事業実施主体の場合は、関係する市町村長へ事業実施計画書等の写しを提出し必要な指導及び調整を受け、事業所が所在する市町村長を経由し所管の農林事務所長へ提出するものとする。
- (4) 県域の取組みを行う事業実施主体の場合は、事業実施計画承認申請書（様式第5号）に事業実施計画書、別表1等の必要書類を添付し知事に提出するものとする。

## 3 事業実施計画の承認

- (1) 農林事務所長は、2の事業実施地域選定申請書又は事業実施計画承認申請書の提出を受け、事業の採択基準等を満たすとともに、事業の内容が適切であって、地域畜産振興計画並びに事業実施計画の達成が見込まれる場合には、様式第6号により承認を行うものとし、市町村又は市町村長を経由して当該事業実施主体に通知するものとする。
- (2) 知事又は農林事務所長は、2の事業実施計画承認申請書の提出を受けた場合には、事業の採択基準等を満たすとともに、事業の内容が適切であって、事業実施計画の達成が見込まれる場合に様式第6号により承認を行うものとし、事業実施主体に通知するものとする。

## 4 事業実施計画の変更

事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合には、1に準じて事業実施計画書（変更）を作成し、様式第7号により2、3に準じて承認を受けるものとする。また、事業実施計画書（変更）を承認した農林事務所長は、様式第7号-2により農政部長に報告するものとする。

- (1) 事業実施主体の変更、事業参加者の変更
- (2) 交付対象工種の新設又は廃止
- (3) 事業の中止及び廃止
- (4) 補助対象経費の30%を超える増減

## 第4 事業の推進

- 1 知事は、県域に実施する事業が円滑に推進されるよう関係機関等と協力し、事業の実施と支援に努めるものとする。
- 2 農林事務所長は、所管する地域の事業が円滑に推進されるよう関係機関等と協力し、事業実施主体を支援するものとする。
- 3 市町村長は、事業が円滑に推進されるよう関係機関と密接に連携を取り、事業の実施と支援に努める。

## 第5 他の計画・施策との関連等

この事業の実施にあたっては、次の計画との整合を図るものとする。

- (1) 「ぎふ農業・農村基本計画」(令和3年3月策定)
- (2) 市町村農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条に規定する計画をいう。)
- (3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項に規定する構想。)
- (4) 岐阜県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画(酪農肉用牛振興法第2条の3及び4に規定する計画をいう。)
- (5) 新規就農希望者が作成する青年等就農計画(農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する計画。)
- (6) その他関連事業計画

## 第6 助 成

### 1 補助

- (1) 知事は、予算の範囲内において、別表2に掲げる交付対象工種に必要な経費の一部を補助するものとし、補助率は別表2のとおりとする。
- (2) 当該補助の交付申請の手続き等については、別に定める岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。)及び岐阜県畜産振興事業補助金交付要綱(昭和57年9月1日畜第664号農政部長通知。以下「交付要綱」という。)によるものとする。
- (3) 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金の額(変更された場合は変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額と、補助金の交付決定通知にその旨を明記するものとする。

### 2 補助対象事業費の上限

一戸あたりの補助対象事業費の上限は、10,000千円とする。

### 3 事業の着工

- (1) 原則として、規則第5条の規程による補助金等の交付の決定(以下「交付決定」という。)に基づき行うものとする。

- (2) 但し、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着工する場合には、事業実施主体は市町村長を通じて農林事務所長の適正な指導を受けるとともに、交付決定前着工届（様式第8号）を農林事務所長に提出するものとする。間接補助事業の場合には、間接補助事業者は交付決定前着工届（様式第8号-2）を市町村長に提出し、提出を受けた市町村長は、農林事務所長へ報告するものとする。
- (3) なお、県域の取り組みを行う事業実施主体の場合は、知事の適正な指導をうけるとともに交付決定前着工届（様式第9号）を知事に提出するものとする。
- (4) 交付決定前に着工する場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

## 第7 報 告

### 1 事業進捗状況の報告

農林事務所長は、事業進捗状況一覧表（様式第10号の2）を作成し、事業実施年度の四半期毎の末日までに様式第10号により農政部長へ提出するものとする。また、農政部長は必要に応じて事業進捗状況一覧表の提出を求めることができる。

### 2 事業実施計画達成状況報告書の報告

- (1) 事業実施主体は、事業を実施した年度を含む5年間、毎年度、事業実施計画達成状況報告書（様式第11号の2）を作成し、第3の2に準じて、様式第11号により毎年4月末日までに提出するものとする。
- (2) 事業実施計画達成状況報告書の提出を受けた農林事務所長は、事業実施計画達成状況総括表（様式第12号の2）を作成し、様式第12号により毎年5月末日までに農政部長へ提出するものとする。
- (3) 事業実施計画に位置付けた取組目標が目標年度において達成が図られていない場合は、県域の取り組みを行う事業実施主体の場合は知事が、それ以外の場合は農林事務所長が必要に応じて改善に向けた指導を行うものとする。
- (4) 知事又は農林事務所長は、必要に応じて事業実施計画達成状況報告書の提出を求めることができる。

## 第8 雑 則

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、農政部長が別に定めるところによるものとする。

### 附 則

この要領は、令和4年7月13日から施行する。

この要領は、令和5年4月 3日から施行する。

この要領は、令和6年4月 1日から施行する。

別表1（第3の1関係）

項目	評価内容	ポイント	事業実施主体
			【 】
1 事業の計画性			
(1) 事業実施希望調査の有無	「当該事業の実施要望調査（畜産振興課）」報告済みの場合	2 P	
(2) 経営状況	直近の経営状況について、農業所得がプラスの場合 法人経営の場合、損益計算書における当期純利益がプラスである	1 P	
(3) 自己負担金の状況	自己負担金が確保できている場合	1 P	
1 の 計		4 P	
2 事業内容			
(1) 規模拡大・生産性向上	(i) 自給飼料作付面積の拡大目標（成果目標値）		
	事業実施前年度から目標年度までに、30ha以上の拡大・向上	10 P	
	事業実施前年度から目標年度までに、20ha以上の拡大・向上	8 P	
	事業実施前年度から目標年度までに、10ha以上の拡大・向上	6 P	
	事業実施前年度から目標年度までに、1ha以上の拡大・向上	4 P	
	事業実施前年度から目標年度までに、1ha未満の拡大・向上	2 P	
	(i)の計	10 P	
	(ii) 現況の自給飼料作付面積（現況値）		
	現況の自給飼料作付面積が、30ha以上	5 P	
	現況の自給飼料作付面積が、20ha以上	4 P	
	現況の自給飼料作付面積が、10ha以上	3 P	
	現況の自給飼料作付面積が、1ha以上	2 P	
	現況の自給飼料作付面積が、1ha未満 ※	1 P	
(ii)の計	5 P		
2 の 計		15 P	
3 その他			
(1) 地域における計画の緊急性	市町村内で優先度が最も高い事業内容の場合	1 P	
(2) 市町村における補助その他の施策による支援	市町村が、当該事業を実施する事業実施主体に対し、補助による支援を実施する場合	2 P	
3 の 計		3 P	
合 計		22 P	

※現況、自給飼料の作付を実施していない場合は、現況ポイントは0ポイントとする。

別表2（第6関係）

種 類	交 付 対 象 工 種	補 助 率
飼料用施設整備	飼料用保管施設整備 等	1/3 以内
飼料用機械導入	飼料細断機、飼料収穫機、飼料梱包機、飼料密封機 等	1/3 以内